第 6703 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 6月 16日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ リビングニーズ特約による生前給付金

Ｑ：夫ががんになり、リビングニーズ特約の給付金をもらいました。この給付金の取扱いはどのようになりますか？

Ａ：非課税所得になります。

【解説】

リビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が数か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

所得税では、このような疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、非課税とされる保険金、損害賠償金等に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものとして取り扱っていますことから、その保険金は非課税所得となります。

なお、生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となり、この場合には、相続税の非課税財産の規定の適用はありませんので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】